

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年十二月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）
- 二 測量の地域 大和郡山市柳一丁目から六丁目、東岡町、南大工町、北大工町、洞泉寺町、車町、大宮町及び矢田町通の全部並びに南郡山町、堺町、紺屋町、新紺屋町、豆腐町、柳町及び今井町の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年十一月十六日から平成二十八年二月二十九日まで